

第7回動物園条例検討部会

会 議 録

日 時：2020年8月7日（金）午前9時30分開会
場 所：Web会議システム

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆様、おはようございます。円山動物園経営管理課長の佐々木でございます。これから、第7回動物園条例検討部会を開催するに当たりまして、事務局からご案内をさせていただきます。

事務局からの資料送付が昨日の夜となってしまうまして、大変失礼いたしました。事前にはご確認いただけなかったかもしれませんが、会議中に感じられたことはご発言いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の議事は三つ予定しておりますが、（2）の説明が終わったところで10分程度の休憩を入れさせていただきます。

それでは、ここから金子議長に議事進行をお願いしたいと思います。

金子議長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○金子議長 ただいまから第7回動物園条例検討部会を開催いたします。

前回会議では、第2章の動物園水族館に求める項目が多く、実体的規定になっている内容をかき分ける必要があるということについて議論いただきました。結局、円山動物園以外を対象とする条例の適用範囲はどこになるのかという、そもそもの適用範囲についてどうなのかということ、それから、動物福祉条例なのか動物園条例なのか、どんな条例を目指すのかが不透明だというご意見もあり、事務局で意見を踏まえて整理をするということとしておりました。

そもそも、どんな条例を目指すのかについては、市にどのような政策目標の設定があつてこの条例をつくらうとしているのかに関わりますので、今日は市の政策視点の考え方について動物園側からご説明をいただこうと考えております。

この点について、まず、加藤園長からお話をいただきたいと思っております。

では、加藤園長よろしく願いいたします。

○事務局（加藤円山動物園長） 皆様、おはようございます。

今まで6回にわたってご検討いただきてきましたが、我々としてはできるだけ幅広くいろいろなご意見をいただきたいということで、今まではリミットを示さずにご議論を頂戴してまいりました。

前回の皆様のご意見を踏まえて、我々としていま一度枠組みを整理させていただいたところですが、今回我々が今目指しているのは、あくまでも動物園条例なのです。ですから、札幌市として、動物園や水族館の機能を十分に発揮し、生物多様性保全に寄与していくことを目指すものとしようと考えております。

本来であれば、市内の飼育展示されている動物全ての福祉を向上できる動物福祉条例というものをつくればいいのですけれども、一足飛びにそこまでいくのは難しいということがあり、今回は動物園条例という形を目指しています。

ですから、この条例の適用範囲の施設というのは、動物園・水族館の定義の中に提示をしますけれども、その要件に該当する施設としたいと考えております。

我々、動物園・水族館の人間からすれば、動物園・水族館に今回提示しようとしているもの全てをやるなり目指すなりします。かなり幅広なものになっているような感じをしていますし、一般的に考えるとそれがどうなのかということはありませんけれども、あくまでも動物園・水族館の定義に該当する施設を対象とした動物園条例をつくりたいと思っております。

ただ、単に理念だけを並べたものでは実効性がなくなりますので、第2章に盛り込む取組がどのぐらい、どのように行われているかを確認する仕組みは必要かなと思います。それを条例の中にそのまま盛り込むかどうか、いろいろとテクニカルな問題はありますけれども、何らかの形で取組を確認していくことも含め、検討したいと考えております。ですから、単なる理念条例ではなく、一步踏み込んだものにできるよう、いろいろな手法を使っていければいいかなということです。

方向性としてはこんな感じですが、詳しくは資料を使ってご説明したいと思います。

○金子議長 今お話しいただきましたとおり、条例の枠組みについては、前回、いろいろと議論をいただいたところですが、今回制定する条例は、動物福祉条例ではなく、動物園の活動を生物多様性の保全につなげ、推進していくための動物園条例にしたいということでした。

これについては、委員の皆さん一人一人にご意見、ご感想をいただいた上で、市の枠組みの中でどのような盛り込み方ができるかを検討したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、伊勢副議長、小菅委員、黒鳥委員、佐藤委員、巽委員、遠井委員、諸坂委員という順でご意見をお聞きしていきます。

まず、伊勢副議長からお願いできますか。

○伊勢副議長 今、加藤園長からご説明がありましたが、私の頭でも最初からその想定でおりましたので、賛成です。あとは、円山動物園としてこうしますよという細かいものは、条例の中に盛り込むというより、ガイドラインをつくっていったらいいのではないかなということも前回に申し上げたとおりで、基本的には同意をしておりますし、これで進んでいただければなと思っています。

○金子議長 次に、小菅委員、お願いいたします。

○小菅委員 今、動物園というものが非常にあやふやな形で世の中にたくさん存在しているのですが、動物園の職員は、いろいろなことを考え、いろいろな役割などを意識しているのです。ただ、設置者はどうもその辺のことに全く無関心で、設置者が動物園をどう捉えるかによって動物園の方向性が非常にふらふらしてしまってきたといえますか、そういうふうにして発展してきたのが日本の動物園のような気がするのです。

そこで、条例をつくることによって設置者自らが動物園とはこういうものであるということを知り、市民にきちんと伝え、市民もそういう意識レベルになっていって、札幌市の動物園を取り巻く社会が生物多様性の保全に向かっていくという方向性があるのかなとずっと考えてきてきました。

今、加藤園長が言われましたとおり、動物福祉条例となると、いろいろな業界というか、動物園みたいなどころがたくさん出てきてしまうので、この条例において動物園とはかくなるものを言うことと決め、それに合致する人たちが一緒になって一つの方向性を目指していくという方向に行くような条例になればいいなと思っています。

○金子議長 次に、黒鳥委員、お願いいたします。

○黒鳥委員 日本では、動物園というものがあちこちにできて、潰れてというような何か分からないような状態がずっと続いてきたと思っています。そんな中、今回、円山動物園が条例をつくれれば、これからの基礎となると思います。今までも、上野動物園など、いろいろなところでありましたけれども、今回の動物園条例を全国にどんどんと広げてもらえれば非常にいいなと前から思っていました。

今回、この話は市民からの声でどんどん進められてきたので、やはり、市民と動物園はくっつかないとどうしても駄目ですから、まずは市民へ、そこから動物園にとり、その上で、生物多様性など、いろいろなことに向かっていくというふうにしたらいいかと思います。

円山の動物園条例が全国に伝わっていくよう、ぜひ成功してもらいたいと思います。

○金子議長 次に、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 いろいろと話をしている中で、何となく動物福祉全体をカバーするような条例になるのかなと夢が膨らんだところもあるのですが、条例として定める以上はきちんと整理されたものでなければいけないと分かってきました。ですから、まずは、円山動物園が動物福祉の観点から理想的な動物園を目指すということをやった条例をきちんとつくり、それができると動物福祉という考え方が札幌市内あるいは北海道内の動物を扱う人たちに広がっていけばいいのかなと思いました。

ですから、今回については動物園条例ということできちんとまとめたほうがいいのだなと思います。

○金子議長 次に、巽委員、お願いいたします。

○巽委員 動物福祉条例が難しいということでした。福祉の意味合いを強めてほしいという気持ちは今も変わらないのですが、この動物園条例は円山動物園だけと考えるということでした。

ただ、園長が代わっても市長が代わっても、動物園として動物福祉を大事に運営されるような条例であってほしいと思います。そして、そこから波及し、動物福祉に対する市民の意識が変わっていってくれば、この条例はつくった意味があるのかなと思います。

○金子議長 次に、遠井委員、お願いいたします。

○遠井委員 伺いまして、非常にすばらしいと思いました。

前回、かなり対立していた論点について、こんな落としどころがあったのかという解決法で、本当にすばらしいと思いました。

一つは、皆さんもおっしゃっていたことですが、動物園の根幹をきちんと決めることが今回の目的であったというのは私も当初から承知しているところでありますので、そこがぶれないようにしたほうがいいなと思います。

一方で、前回、諸坂委員からご指摘があったように、理念条例では実効性がなくなるのではないかということに対し、今回のご提案だと、登録をして、あらかじめ決めたところに関しては支援をすることによって底上げを図るということですよ。これはなかなか考えつかなかったことで、すばらしいなと思いました。

その上でご質問ですけれども、登録をするということについてです。

私のイメージでは、認定消費者団体みたく、一定の要件を満たした場合には、市がそれを認定して、協力関係を築くというようなイメージで捉えていいのでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） そういったイメージだと思ってください。

自分のところは条例で規定している動物園・水族館ですという届け出というか、申し出てもらい、それに対して第三者委員会が審査し、そうですねとなったところが登録園館とすることになるかと思います。

○遠井委員 分かりました。

○金子議長 最後に、諸坂委員、お願いいたします。

○諸坂委員 今の園長のお話から、そういう方向性で条例を起案したいと思います。

市から、どういうふうな条例をつくってほしいということが明確になっていなかったの、議論が錯綜したというか、論点が幾つか出てきてしまったところがあると思いますが、今、この段階で整理していただき条例の方向性がはっきりしてきたと思います。

それでそれを踏まえた上でお話しします。

今の園長のお話を聞きながら私なりのメモをつくりましたので、メモを見ていただければと思います。

○金子議長 すみません。諸坂委員、途中で切れてしまったものですから、最初からお話をしていただけますか。

○諸坂委員 基本的には、先ほど園長がおっしゃった方向で私も了解です。

これまではどういう条例をつくるべきかというところから議論をスタートしていたので、動物園にターゲットを置くのか、動物園以外の動物取扱事業者までターゲットにするのかについての議論が錯綜したかと思いますが、市として、こういう方向性のこういう内容のものをつくってほしいという明確な、かつ、具体的な諮問がありましたので、それを踏まえて条文をつくれればいいわけですから、今の加藤園長のお話で了解しました。

ただ、1点確認といたしますか、こうすべきだろうということをお話ししたいと思います。

園長のお話を聞きながら自分なりにメモを取ったのですけれども、目指すべきは動物園

条例なのだということは了解し、条例は議会が制定するもので、条例の対象は円山動物園なのだとした上でも、お互いが札幌市の機関になりますので、「なぜ条例でなければならないのか？」すなわち「なぜ住民の代表機関たる議会がそれを発信しなければならないのか？」といった点について、一般化、普遍化できなければならず、その部分は、いまのままでは若干不十分なのではないかと感じます。

ましてや、この条例が議員立法ではなく、円山動物園からこういう条例をつくりたいという発信ででき上がっていく条例になります。議員立法ではありませんから、閣法に近い、官僚主導でつくられていく条例ですから、下手をすると手前みそだというふうを受け取られるやもしれません。

すなわち、これから円山動物園が種の保存や環境教育などをやるのに多額の資金が必要だと考え、その予算要求をしやすくするために自分たちで条例をつくって、自分たちで予算の獲得をしやすいようにして、結局、円山動物園に利益供与できるようにするための仕掛けなのではないかという穿った見方もできるのです。このように手前みそと見られる危険性がどうしてもあるわけです。

そこで、条例全般何でもそうですけれども、条例がある種の社会正義の実現や公益の実現を目指しているということは大義名分としてきちんと立てなければならない。条例そのものを一般化、普遍化する必要があると思います。

これは事務局から事前にいただいた資料の中にも登場してくるのですけれども、登録制を設けて、登録された園館に対してはこの条例の利便が受けられるけれども、規制も受けるというものです。規制を受けるといいますか、禁止事項を遵守することを前提に一定の助成や利便を受けるといいう形にしておいたほうが一般化、普遍化できるだろうと思っております、それで登録制を設けるということはいいいと思います。

ただ、今の条例の構成としては、円山動物園が第3章に入っているのです。そうすると、この条例ができ上がった後に円山動物園が登録の足を踏み、登録園館になるというのは条例の立てつけからするとちょっとおかしくなるのです。

そこでですが、条文上、円山動物園は登録を義務化するのです。円山動物園は絶対に登録をし、報告もする、その上で種の保存をやりなさいというように、円山動物園に首輪をつけるような条文を設けておいてはどうでしょうか。

要するに、登録は自由なので、登録するもしないもその園館の自由なわけですがけれども、円山動物園に関しては登録を義務化するという設定にしておいて、円山動物園以外にもこの条例の対象があるようにしたほうがいいだろうと思うのです。

種の保存や環境教育などをこれから一生懸命頑張りたい、円山動物園と手を組んで頑張りたいというような園館には自由に門戸を広げ、登録をしてもらって、種の保存と一緒に頑張っていきたいというスタンスを設けるためには登録制を設けるのがいいのかなと思います。

それから、遠井委員からどういう形の登録制にするのかというお話があったのですけれ

ども、今、実は、動物園・水族館に関しては博物館法に基づいて登録制が敷かれているのですが、単に博物館法に基づく登録した園館は次のとおりですという表をつくるだけのものなのです。要するに、名簿があるだけなのです。

でも、それではあまり意味がありません。ですから、登録制となりますと、登録をした園館しか一定の権利行使ができない、登録をすることによってこれができる、登録しなければそれができないというふうに設計するのです。そうしたものは今までの法律上でも多数存在します。

ですから、単に名簿に名前が載るというレベルの登録ではなく、登録したことにより、年次報告を出さなくてはいけない、あるいは、種の保存に対しての実績報告を出さなくてはいけない、それも公表しなくてはいけないなど、そういう一定の義務づけをするのですが、そういうことをきちっとやっているところに対しては市が可能な限りの助成やPRをするという設計にしてあげると、登録園館に対するメリットも生まれ、一種のインセンティブといいますか、登録が推進される方向になるのかなと思っています。

したがって、今の園長のお話から、動物園条例をつくるのだということについては私も了解いたしました。すなわち、動物福祉条例ではない、少し開けた一般化したものではない、そして、本条例において動物園の定義に入らないものは条例の適用範囲に入れない、つまり、動物園の定義、構成要件に該当するものをこの条例の適用範囲とするということについては了解いたしましたので、そういう方向で設計をいたします。

そして、理念条例ではなく、もう一步踏み込む、規制条例とまでは言わないにしても、登録制を敷いて、登録という枠の中で相手方を義務づけていくという設計にすれば、理念条例ではなく、もう少し実のある設計になるのかなと思います。

ただ、手前みそにならないようにきちんと設計したいと思います。

○金子議長 大変、貴重なご指摘かと思えますけれども、この点に関しましては次の条例の構成等のところで事務局から説明してもらいますので、その上で再度議論をしたいと思えます。

まず、条例の方向性についてです。

皆さんともほとんど同じご意見で、今、園長からご説明があったことにご了解いただけたのかなと思えますけれども、練習の意味を兼ねて、了解ということであれば、ボタンで手を挙げていただけますでしょうか。

(賛成者挙手)

○金子議長 それでは、全員一致ということで、そのようにさせていただきます。

それでは、次に移ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） スライドを共有させていただいていますが、画面は見えていますでしょうか。見えていない方がいらっしゃったら合図を下さい。

それでは、説明いたします。

先ほどの条例の枠組みを基に、政策目標を達成するために必要と考える手段として、以下の①から④を挙げさせていただきました。この条例にどんなことを盛り込むのかといったことにもつながります。

まず、生物多様性の保全、動物園の役割を最大限発揮していく、それを推進していくということでは、動物園がどんなことを目的に、何をするのかというあるべき姿を明文化するのが必要だと考えました。これは当初からお話ししていることですが、まずはそういったことを定義や第2章の実施事業などに盛り込んでいき、それを市民の方々、世間一般へ普及することも必要になると考えました。

次に、②の登録制度についてです。

先ほどの諸坂委員のご指摘のことを解決するという話もありますが、まず、保全の意識を持って活動しようとしているところをどうやって把握し、どうやって連携をしていくかということがあります。そこで、登録制というものを敷き、その園館と活動を推進していく仕組みが必要だろうと考えました。

③は、ちょっと似ているようなことを書いていますが、登録させるだけではなく、登録された園館の活動内容をチェックし、それに合わせた支援も必要だろうと考えました。

こうしたことはないとは思いますが、第2章と全く違うことをやっている、反していることをやっている場合に、それはちょっと違うのではないですか、こうすべきではないですかと情報提供や助言などの関与をしていく仕組みも実効性を担保する上では必要だろうと考えられます。

なお、この②と③の関係についてですが、条例に盛り込むのか、施行規則などの市の内規で施策として実施するかはもう少し考える必要があるかなと思っておりまして、皆さんのお考えをお聞きしたいところです。

次に、④は動物園水族館の保全活動を支える仕組みについてです。何回か前にお話がありましたように、基金といったような市民の善意の気持ちによって公益である保全活動をさらに推進していく仕組みを動物園条例に盛り込む必要があるということです。

これらを踏まえ、前回までの議論を整理しますと、条例の構成イメージというのは、こういう形になるのかなと整理してみました。

整理のポイントです。

まず、第2章は守ってもらいたい項目としてはちょっと言い過ぎのところがある、その施設のいろいろな都合によって、自由にできるようなところがあるということです。例えば、人材の確保育成や危機管理体制はその施設でマネジメントとしてやっていただくもので、そういったところに言及するようなものはよろしくないということがあります。そこで、それらは第3章の円山動物園のところに移し、第2章は取り組む内容に絞ってまとめておきます。

また、今までご議論いただいた中で、条例の中で表現するものと条例の解説書に記載する内容がある、施行規則や基準など、札幌市の内規で整理するものを整理すべきだという

ことがありましたので、整理の仕方をまとめております。

具体的にどういう整理がさらに必要かです。

まず、定義についてです。

動物園・水族館の定義として、条例の適用される場所は登録された園館だと分かるような表現が必要ではないかということです。

それから、実効性を担保するため、市が登録制をつくり、支援の施策を考えていくということを市の責務としてしっかり表現することが必要ではないかということです。

そして、第2章のところにおいては、手法も含め、やるべきことが書かれていましたが、それを理念的、変則的な考え方にしまして、細かい手法を含めた内容は条例の解説書に書いていくべきではないかということです。

さらに、基本原則が第2章に移りました。第1章にあった基本原則では、動物園の事業に関する原則的なルール、事業を行う際のルールが書いておりましたが、やはり、第2章に盛り込む内容ではないかということで、こういう整理をしています。

また、情報の発信とありますが、動物園・水族館は自分たちの活動をしっかり公表しなければならないということで、これは第2章に残していかないと実効性が担保できないだろうと考え、このような整理といたしました。

以上で、条例の構成について、整理したところまでの説明を終わります。

○金子議長 私としては、議題1がかなり紛糾するのではないかと、そのため、ここの説明が終わったら休憩を入れようかと思ったのですが、意外と早く進んできています。

そのため、ここで皆さんからご意見をいただいて、それから休憩に入り、その後こういう方向でいかどうかについて審議をいただきたいと思います。

それでは、先ほどと同じ順番でご発言をお願いいたします。

まず、伊勢副議長、お願いいたします。

○伊勢副議長 今、ご説明を伺いましたが、私の中でもこれはこっちかな、これはこっちかなと思っていたものがすごくきれいに落とし込まれたなという感じがしています。

第3章の円山動物園については、先ほど諸坂委員から手前みそにならないよという話があったのですが、第3章に円山動物園のことを入れる流れで進むということでよろしいでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 第3章に円山動物園の運営の基本的事項を書く方向で考えております。

○伊勢副議長 細かいことについては、細則や要綱、ガイドラインなどをつくり、それと併用していく流れとするのですね。

○事務局（森山調整担当係長） はい。

○伊勢副議長 私もそれで結構だと思います。

○金子議長 次に、小菅委員、お願いいたします。

○小菅委員 先ほどの諸坂委員の話の中で、登録を義務づけ、円山動物園がその登録第1

号になるのだという話を聞いたとき、それでは、第3章はどうなるのだろうかというのが素直な私の疑問でしたけれども、第3章で円山動物園のことをしっかり決めてしまって、さらに登録するという考えでよろしいのでしょうか。

○諸坂委員 今の小菅委員のお話の逆でして、登録制と言っておきながら、登録するまでもなく円山動物園が第3章に入っているのは立てつけとしておかしいですね。やはり、この条例の適用範囲として円山動物園が入るといふ以上、円山動物園も登録してもらわないと困るのです。

登録して初めてこの条例の適用範囲に入るわけで、円山動物園は登録しなくてもいいです、ほかの動物園は登録してくださいねとなっていると、二枚舌みたいになってしまい、結局、円山動物園に利益誘導したいのかと、つつかれてしまうポイントになるのです。

円山動物園もほかの園館も、この条例の下、理念を共有し、一定の規制も受けますよとすると、円山動物園にもほかの園館と同じように同様に登録してもらわないといけません。でも、第3章には円山動物園という章を載せなければいけないのです。ですから、円山動物園は、特例として、登録を義務化するのです。

ほかの園館は登録は自由で、登録しようが登録しまいが、園館長や経営者の自由ですけれども、円山動物園については、税金でこれだけのビジネスをやっている以上、種の保存をちゃんとやりなさいと義務化するのです。ウッチーのような事故を二度と起こすなという一定の強いメッセージを議会から発していただく意味も含め、第3章でくさびを打つのです。そこで、登録を義務化し、円山動物園は絶対に登録しなければ駄目ですとはどうかということです。つまり、登録から逃れ、金もうけの園館に成り下がるようなことは絶対に許しませんというような意味で登録の義務化というものを載せておいたほうがいいのかという意味です。

○小菅委員 登録の義務化をするに当たって、事前に第3章で円山動物園はこうやるのだということを決めておいて、その上で登録しなさいという意味なのですね。

○諸坂委員 そういうことです。

○小菅委員 分かりました。

○金子議長 次に、黒鳥委員、お願いいたします。

○黒鳥委員 登録制についてです。

今回、すごく分かりやすくまとまったように思えましたし、確かに今の諸坂委員のとおりなのですが、結局、ほかの園館から見ますと、どうなのでしょう。ちょっと分からないところも出てきています。

○諸坂委員 いたって素直というか、ストレートな感想だと思います。結局、登録の手続や登録の中身が今はまだ全然議論されておらず、単に登録という言葉だけがポンと出てきているから何か座り心地の悪いような感じを受けるということですね。

とりあえず、登録制が形骸化しないために、登録の手続や登録園館にはどういう義務づけが発生するかなど、それが第2章の基本的な中身になってくると思うのですけれども、

多分、そういうところがクリアになってくるとすっきりするのではないかと思います。

○黒鳥委員 分かりました。

○金子議長 次に、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 今の黒鳥委員の質問に続くような感じになるのですが、登録はあくまでも任意ですよ。段取りが幾ら詳しく決まっても、その前の段階の登録するかしないかはその団体の任意なのです。

○諸坂委員 そうです。

○佐藤委員 だから、ある施設では、うちは登録しなくてもいいよとなったら、そこはこの条例の対象にはなり得ないという理解でいいのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） そうです。登録しないところはこの条例の対象にはならない形の案です。

○佐藤委員 そこがちょっと残念な感じがします。ただ、動物園とはこうでなくてはいけないうねということ発信するためのスタートかなという気がしております。

○諸坂委員 イレギュラー発言で大変申し訳ないのですが、非常に重要なご指摘を黒鳥委員と佐藤委員がお話ししてくださいました。これは先の話になってしまうかもしれませんが、メモを書きましたので、それを共有させていただきます。

登録園館について、登録したければすればいい、しなければなくていいといたしますと、結局、野放しになってしまうのではないかという疑問や不安が残るかと思いますが、それについては登録園館を増やすという実効性を高め、登録園館と非登録園館との差別化が明確になる制度設計とするのです。

つまり、「あなたの園館は登録していないのですか？、あるいはできないのですか？」というような無言のメッセージを社会に発信できるかどうかです。であるならば登録しようというように経営者であればおのずと考えていけるような誘引策というのでしょうか、登録園館を増やす仕掛けと登録園館と非登録園館との差別化を明確にするという両方を考えていくと、制度の実効性は高まると思います。そうすると、登録園館にどの程度の有効なメリットを与えられるかがポイントになってきます。

例えば、優良園館として市がPRしてあげる、あるいは、登録園館には一定の条件を具備し、補助金や助成金を出してあげる、さらには、園館の研究体制に対する充実化、大学、研究所との提携、研修をやらしてもらえるようにするなど、そういうことを市が独自政策として立てることができると思います。

もう一つ考えられる手法としては、登録園館になると市と独自の協定を提携することができるのです。これは契約的な手法で相手方にメリットを与えるというもので、例えば、登録園館から市に対してこういうふうにしてほしいのだという要望があるとき、市が一定の財政の範囲内、あるいは、権限の範囲内で協力することを定めた契約を結ぶのです。そうすると、Aという園館では市から〇〇という優遇策がもらえている、Bという園館では別の△△という優遇策がもらえているとなります。

このとき、各園館と市が独自に協定を結ぶこととなりますから、A館に与えるメリットとB館に与えるメリットが違って構いません。市が一方的にこういうふうにしますよとやってしまうと、AにもBにもCにも同じようなサービスをしなければいけなくなりますし、そのサービスに園館側がメリットを感じない、こんなことしてもらっても大したメリットはないとなりますと登録してくれなくなってしまいます。ですから、一般的、総論的なものとして市はこういうことをしてあげますよということをおいて、プラスアルファで、園館の要望について市が協議し、市としてはこういうことができます、こういうことをしましょうとやってあげると、協定によるメリットが生まれてくるかなと思うのです。

こういうふうに、登録園館にはいろいろなサービスをしますよとしておくと、登録園館を増やす実効性が高められるかなと思います。また、登録された園館に関しては、非登録園館との差別化がおのずと発信できるので、これで登録制に実効性を与えることができるかなと考えています。

○金子議長 分かりやすいご説明をありがとうございます。

後ほど、諸坂委員のご提案も含め、議論したいと思えますけれども、まず、皆さんからご意見やご質問等をお伺いしていきたいと思えます。

次に、異委員、お願いいたします。

○異委員 登録制度というものが入ったことで、第3章の円山動物園というくくりと全体のバランスが一般市民に対して分かりやすいのかなという疑問があります。

市民に誤解を与えないようなアピールポイントが必要なのではないかなという気がして、どう分かりやすく伝えるか、何か複雑な感じだなという印象があります。また、先ほどおっしゃっていた優遇策が札幌市として可能なかに不安があるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 可能かどうかというのは、どのぐらいのことをやるかによるかと思えます。ただ、これから、この仕組みの中で基金をつくって、資金を集めていくとなれば、その範囲内ではできることがあると思っております。

○異委員 その辺について誤解を生まないように表現をしていただければと思えます。ガイドラインなのか、分かりやすいパンフレットでもいいけれども、そういうものがあつたらいいかなと思えます。

○諸坂委員 条例を作文しなければいけない私から異委員に質問をさせてもらいたいのですけれども、どんな誤解が発生しそうですか。

もちろん、私も誤解をさせないように作文していきたいし、分かりやすく書くということは政策アドバイザーとしては当然のことなので、そこには尽力するのですが、市民の方はどんな誤解をされるでしょうか。

こういう誤解が生まれるのではないかとということをもう少し具体的に教えてもらえると助かります。これは、今すぐではなくても構いません。今は頭の中がもやもやしていて、

まとまらなければ後でも構わないのですけれども、後で教えてください。

○異委員 何のためにこの条例をつくっているのかがこれで伝わるのかなと思っていたのです。登録制をつくり、動物園の章があって、こんなものはあんだのところで勝手にやっていたらいいじゃないというような印象を持たれそう、持たないかなということです。これは、市民のためのものなのかなという感じです。

○諸坂委員 円山動物園が背筋を伸ばすためのものだったら、別に条例なんかをつくらず、自分たちでガイドラインをつくってやればいいじゃないということですよね。これは、前回、私がしゃべっていた話なのです。

要するに、札幌市の一部局から提案し、それが条例となり、でも、それは自分たちが背筋を伸ばすためのものですよというのだったら、条例なんかつくらなくても背筋を伸ばせよという話なのです。

そういう意味では、もっと広く裾野を広げて、いわゆる動物を取り扱っている事業者全てがこの条例の適用範囲なのだ、規制範囲なのだとしたほうが市民に対してすごく説得力がありますし、ストレートなメッセージにもなるので、僕もそうした方向で考えていたのです。でも、この条例のタイトルが「動物園条例」だとなり、かつ動物園とはこういうものだと明確に定義づけて、それがこの条例の適用範囲だとなって、この定義にはまらないものは動物園ではないのだ、したがって、この条例の適用範囲でもないのだというところに今落ち着きつつあるわけです。

そうすると、およそ動物園というのは、種の保存、域外保全をすることで、かつ、環境教育、社会的な正しいメッセージを発信するところだと考えていくと、動物園のボトムアップを図る条例なのだということですよね。その中の本丸が札幌市立円山動物園で、それに追随するような同じく志を持つ園館はどんどんと入ってきてくれという設計をしようとしているのです。

ですから、異委員の誤解というか、市民がどう感じるかという具体的なところはよく分からないのだけれども、一つの方策としては、これは後で私のコメントとしてしゃべろうと思ったのですが、前文を入れたらいいと思っています。

先ほど、市から提示されたものでは第1章の総則というところからスタートしているのですけれども、その前に前文が入るのです。そこになぜこの条例を制定したのかという背景や目的、理念などをきちんと書き込むことによって、この条例はどのような方向性のものかが明確になるのです。今、市から提示されているPDFでは前文が載っていないのだけれども、第1章の前に前文でそういうことを書き込んでおくと、暗に一定の取組をしていない施設は市ではいわゆる「動物園」とは認めないということを表現することができるのです。

前文についてテクニカルな話をすると、法的拘束力がなく、市としてのイメージというか、市としてのビジョンを掲げているだけなので、別に規制するわけではないですし、営業妨害となるわけでもありません。ただ、そうしてあなたたちは認めませんというふうな

メッセージを出すことは、ある種、環境教育というカテゴリーの中で発信することはできるので、そうしたことを前文に入れておくと市民の誤解はある程度解消できるかなと思っています。

もう少し具体的な情報をいただけると参考になりますので、よろしくをお願いします。

○異委員 一般的な人は前文しか読まないと思うのです。よほど興味があれば、中身を読んでくれると思うので、前文は大事だと思います。

○事務局（加藤円山動物園園長） ところでいろいろなメッセージを発信すればいいのです。市の中に条例などをチェックするポジションがありますし、法制課も前文には何を書いてもいいよと言っていますから、盛り込むのです。

○金子議長 登録制度と言いながら、円山動物園が第3章できちんと書かれることに少し違和感があるというか、それについて市民に説明ができる場を、あるいは、条例以外でもパンフレットなどをつくってきちんと説明する必要があるということですね。

それでは、遠井委員、お願いいたします。

○遠井委員 まず、前文には法的拘束力がないということについては異議を唱えたいです。国際法や憲法では、前文は実体規定の解釈指針となると解されています。条例は分かりませんが、ですから、法的に全く意味がないものではないわけですし、前文に書かれていることは、実体規定の解釈適用に際し、参照すべきものとなります。つまり、法的に全く意味がないもので、ただの作文ということではないということです。

諸坂委員はもちろんご存じだと思うのですが、皆さんに、誤解のないようにしていただいほうがいいのかなと思いました。

その上で、先ほどのご説明についてです。

第2章と第3章に分けて、第2章は原則的な規定にして、施設の管理運営に関するものは第3章に回すという振り分けは非常にクリアですし、よく分かります。

一方で、諸坂委員がおっしゃったように、登録を普遍的なものとして、円山を義務化する、それから、登録した以上、登録した者にどういうことができるのか、権限なりインセンティブなりを明記し、その上で引上げや支援をするというふうにしなれば有名無実化するのではないかというご指摘も非常によく分かりました。

どちらもよく分かるのですが、一方で、先ほどお2人がご指摘をしたような疑問は私にもあります。というのは、今回、この条例を策定するに当たり、市域の他の類似施設の実態把握はしていないのですよね。皆さんは薄々知っているという感じで話がここまで進んできましたけれども、実態把握をしたり、その対象者に実情についてヒアリングをしたり、制度的な実態把握を経た上でこうした話を進めてきているわけではないわけです。

そう考えると、広く類似施設にかぶせるようなものを根幹に置いて、つまり、この条例はどのようなものですかという、登録の要件、それから、登録を第2章に盛りこんで、かなりボリュームのあるものすると、札幌市の動物園条例の目玉は、法律に関心のある側からしますと、登録制だと見えてくるのです。

では、登録の対象となる場所をどれだけ把握してつくったのかということ、みんなが薄々知っているというレベルでつくったということ、それから、先ほどありましたとおり、対象となり得る人たちにとっては寝耳に水の話で、半年後に条例ができるよとなれば、周知期間などを考えても不十分になりかねない、という懸念があります。

どちらもクリアにし、最初からフルセットできれば素晴らしいなとは思いますが、これまでの検討状況を考えると、諸坂委員がご提示したような仕組みを最初から100%発揮する形でやるのはちょっと難しいかなという気がしないでもありません。

登録を入れる以上、それは下部規範ではなく、登録をしますとどういうことができますよという概略は条例本文に入れる必要があると思いますけれども、そこから拡充し、協定を結び、何々をしてというふうによりボリュームを上げていくと、皆さんが懸念されているように、条例の重心がちょっと傾いてしまうのではないかなということです。

○金子議長 大変貴重なご指摘かと思えます。

この点につきましても後ほどご議論いただきたいと思います。

最後に、諸坂委員、お願いいたします。

○諸坂委員 まず、事務局からのご説明で言うと、先ほど異委員の質問に答える形で少しお話したのですが、前文を入れたほうが良いと思います。

この条例は、日本初のもので、動愛法はペット業者を主眼においた法律で、動物園をメインに考えている法律ではありません。「動物園」というものを真正面から設計したものは、この条例が日本初となります。

それから、札幌市として、種の保存や環境教育に力を入れていく文化都市を宣言するという含め、何で条例にしなければいけないのかとなるわけですが、最終的に市民に何らかの利益が還元されるというストーリーがないといけません。結局、市が条例をつくって、円山動物園に利益が供与されるというのはちょっといびつな設計なので、条例の名宛人といいますか、誰が一番メリットを受けるのかということ、それは市民でなければ、議会が制定したというメッセージとしてはちょっと弱いのです。すべての政策によってもたらされる利益は、すべて市民に還元されなければなりません。種の保存、あるいは、環境教育に力を入れる札幌市という文化都市としての宣言というのは、やはり前文にしか入らないだろうと思いますし、その裏返しとして、そういう劣悪なる動物の飼育を札幌市は是認しないということも前文には書けるということです。

法的拘束力について、遠井委員から反論があったのですが、私が言わんとしている法的拘束力というのは、単純な話、前文違反ですから処罰しますというふうなことがないという意味です。実効性のある規定ではないという意味で法的拘束力はないという意味です。

もちろん、前文を題材に解釈規定が展開されたり、そういうことは重々承知の上ですが、前文違反だからあなたは条例違反ですよということが言えないという意味において前文には法的拘束力がないという表現をした次第です。いずれにしても、前文を入れる

べきだろうということです。

それから、先ほどの事務局のご説明の中で1点気になったのは、任意登録制という言葉を使っていることです。今は施行規則の中に登録制度を設けようという書き方をされていますよね。条例の方向性というペーパーの3ページの横書きの一番右側の下のところに任意登録制とあり、それが施行規則の枠の中に入っています。でも、登録制は条例事項にするべき、条例の中の第2章で任意登録制というものを規定するべきと思っています。

次の話になってくると、登録に際してどういう手続を設けていくかです。

今、画面を共有させていただきましたが、登録に際してどういった手続を組み込むかですが、やはり、手続も条例事項にしないとおかしい話になってくると思っています。

基本的には三つあります。

一つ目は、届出制です。これは、婚姻届や離婚届のように、役所に書類を提出するだけで登録完了というものです。車庫証明もそうですね。書類を提出するだけで登録されるものです。

二つ目は、許可制というもので、これには書類審査があります。例えば、法務局から出してもらった書類に不備がないかどうかみたいなことを審査し、許可をします。ただ、これは、書類審査だけなので、書類が整っていれば全員が登録できます。

三つ目は、免許制という言い方のものです。書類審査プラス実態審査をして、かつ、政治政策的な判断でAには免許は与えないというようなことができるもので、医師免許などはこれに該当します。

例えば、覚せい剤中毒になってしまった免許登録は剥奪できるのですがけれども、しかし実務上はしなくてもいいのです。覚せい剤中毒になった医師は絶対に免許が取り消されるかということ、医師法中では取り消されません。例えば、離島でDr. コトーみたいに1人しか医者がおらず、その方が覚せい剤中毒になったとき、その医者の免許を剥奪してしまうと、その離島の人がみんなが医者にかかれなくなってしまいますよね。そういうとき、政治政策的な判断を介在させて登録をさせるかさせないかというふうになります。

でも、この免許制については、今の実態から考えるとあり得ないので、これはやめるにしても、許可制はあると思います。補助金を出しますから、補助金を出す前提として補助金審査をするのです。

今、任意登録制という言葉が出ていますが、任意登録制という言葉が一番フィットするのは届出制かなと思っています。でも、これだと書類を出せばみんなが登録できてしまうという話になってしまいますので、そうすると書類審査が必要かなということです。

ただ、このあたりは悩ましいというか、私の中ですでに決定しているわけでもありませんし、事務局と相談しているわけでもありませんが、少なくとも、今の事務局のご説明から言えるべきことは、まず、登録制は条例事項とするべきか、また、登録制を条例事項とすると同時に、手続についても規定を設けないといけないかなということです。

○金子議長 幾つか検討しなければならぬ事項も出てきましたが、ここで休憩を入れさ

させていただきます。

11時ちょうどこから再開し、議論の続きをしたいと思います。

よろしくをお願いします。

[休 憩]

○金子議長 それでは、時間になりましたので、再開します。

まず、先ほどの議論について事務局で整理をしたようですので、お話をしてもらいたいと思います。

森山係長、お願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 先ほど、諸坂委員から、前文のことや登録制度は条例に盛り込むべきだということがあり、話をいただきました。

今、条例の構成イメージを画面に再度出しました。

ここに前文はありませんが、前文はもちろん設ける予定です。第1章から第3章の書き分けについて見ていただくために入れておりませんでした。前文は設けて、札幌市の動物園の運営に関する考え方を盛り込んでいきたいと考えております。

登録制度については、本当にテクニカルな部分もございまして、我々もまだイメージがついていないところもあります。ご指摘のとおり、条例の中に盛り込まないと伝わらない、制度としてどういうものが分からなくなるということもあろうかと思っておりますので、そこはもう少し整理した上で考えていきたいと思っております。

それ以外の第1章から第3章の枠組みはこういった置き方でよいかについては今日場で方向性を確認させていただいて、項目については、今後、詰めていきたいと思っておりますので、まず、それについて確認をさせていただければと思います。

○金子議長 今お話がありましたとおり、まず、第1章から第3章の整備の仕方がこれでよいかを確認していただきたいということでした。幾つかのご指摘事項がありますので、それは再度整理していただき、事務局からお示しいただくことにしまして、まず、この大きなフレームについてご意見がある方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、このようにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 次に条例に盛り込む内容について事務局からお話をさせていただきますけれども、そこではこちらに関わる部分もあるかと思っておりますので、そのときにお1人ずつご意見をいただきたいと思っております。

それでは、議題3の条例に盛り込む内容についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長） 今日は、こういう構成の中で、第2章について、どうい

ったレベル感で書いていくのかの整理結果を共有してもらい、ご意見があれば伺いたいと考えております。

第2章は、先ほどいろいろとご指摘があったように、登録制の登録要件になり、その後の連携協定を結ぶ、支援をする、助言をするといったときの基準にもなってきます。

今回、条例に盛り込む内容案の整理表をまとめましたので、こちらをご覧ください。

一番左側の列は、前回までの会議の中で議論するためのたたき台といいますか、条文のイメージ例として提示していた文案です。

真ん中の列は、条例に盛り込む内容案ということで、この検討部会で検討結果を報告する、市民動物園会議から札幌市へ提言するときの提言書に書く内容です。中身としては、この項目に関してはこうこう言う要素を盛り込むべきだというものを書きます。ですから、ここが部会として検討された提言案になってきます。

ですから、一番左の列の条例の文章みたいなもので提言するのではなく、真ん中のこういう要素が必要だ、こういう要素を盛り込むべきだという書きぶりで提言をすることでどうかと考えています。

一番右側の列は、条例の条文ではなく、条例の解説書、もしくは、施行規則、下部の規範に盛り込む内容です。

3ページの第2章の動物園・水族館の実施事業のところをご覧ください。

ここには、目的を達成するため、動物園等が実施する事業を掲げることとする、その要素を言うと、動物の収集および展示の(1)から(6)まで含めるべきだということを書いています。

前回までの案では、どういう動物収集なのかという具体的な手法もここに書いていましたが、この条例で言う(1)の動物収集とはこういうことです、生物多様性の保全に関することはこういうことですという書き振りで解説に書き、条例に盛り込む中身としてはもう少し網羅的な内容にしております。

それでも、こういった表現があっても、実際の登録要件は具体的にどういうものなのかと疑問になるかと思えます。しかし、登録要件というのは条文で読み取るというより、その下の施行規則なり別に定める基準で整備し、運用するという想定で、第2章にはその基となる条文を盛り込むというような考え方ができるのかなと考えました。そこで、そうだとすれば、今、真ん中の列に書いている要素で過不足はないのか、これでいいのかどうかそういった視点で少しご議論をいただければと考えています。

○金子議長 それでは、条例に盛り込む内容案について議論をいただきたいと思いますが、ご意見やご質問のある方はどうぞご発言をいただければと思います。

○遠井委員 内容について、特にこれにつけ加えてほしいということはないのですけれども、一番右の列に長期的計画をもって収集しなければいけないというところについてです。ここは可能であれば適法取得と入れてもらったほうがよいのではないかなと思いました。適法というのは合法的な取得のことです。

これを実施事業のところに入れるのか後で入れるかは別として、取得をするときには、例えば、密猟違法取引に関与していないものをきちんと取得するとかということを解説に入れていただければいいのかなと思いました。

○金子議長 諸坂委員、いかがでしょうか。

○諸坂委員 大賛成です。

○金子議長 そのほか、ご意見はございませんか。

○諸坂委員 (1) から (6) までありますが、(7) として公表を入れたらいいのではないのでしょうか。(1) から (6) の上記各号に関する公表です。

これ調査研究も種の保存も教育活動も、やることはやるのですけれども、条文上、それを公表するということまで読み込めないのです。

公表については別の条文がありましたか。

○事務局(森山調整担当係長) あります。基本原則のところにも活動内容、実施事業を公表しましょうとあります。

○諸坂委員 分かりました。

○金子議長 そのほかの方からはいかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○金子議長 次に、下のところの基本原則のところへ行きます。

生物多様性基本法から引用するということです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(森山調整担当係長) 補足をいたしますと、この基本原則も第1章から持ってきたものですが、それぞれどういう内容が書いていたかといいますと、(1) は生物多様性保全をするときの原則が書かれており、野生動物の種の保存が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならないというような内容でした。

文章はそのまま落とし込んでいますけれども、その1項目ずつを分解し、それぞれ、動物福祉の向上の原則や動物の展示の原則、教育活動の際の原則など、そのような表示の仕方にして第2章に置いたらどうかと考えました。

ただ、施設の安全の管理が前回までは基本原則に入っていたのですが、もともと、第2章にもそういう項目があって、今回、第3章にしっかりと明記をするべきだという考えから移しています。ですから、第1章の基本原則にあった施設の整備に関するものは第3章と合体させ、第1章や第2章では触れておりません。

次に、動物福祉についてです。

細々、規程を定め、適切に遵守しているか、科学的に評価しといったような中身で、その規程も定期的に見直すということも書いておりましたが、それは解説のほうでこういうことをしないといけないのですという説明をして、条文には、基本的な原則として、動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供し、

疾病の予防と適切な治療を実施することで良好な動物福祉を確保する、あるいは、飼育する全ての動物の生涯にわたる責任を果たすという大きく2点でまとめています。

なお、この考え方として、解説書には今まで議論のあった点は載せ、これを行っているかどうかの判断するときの基準に関してはさらに別にチェックリストみたいなものをしっかり整備し、どういった点ができていなければ環境整備ができていないことになるのかをチェックするという具体的な実施運用の仕方にするという内容で整理しました。

ただ、条例に盛り込む内容としては、こういった原則になるものをまとめ、表現したいと考えますが、こうしたまとめ方についてご意見をいただければと思います。

○金子議長 今、事務局からご説明をいただきましたけれども、この点についてご意見をいただければと思います。

○異委員 施設の安全管理について、第3章に統合されたのですが、登録という制度を考えると、この施設に関する項目がなくなってもいいのでしょうか。

内容云々に関しては施行規則に落とし込むにしても、こういうことをやってねという第2章に書いてあることが基本になるのだとしたら、施設の安全管理についても置いておいたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 説明を伺っていて、私もそう率直に思ったところですが、登録制をどういうふうに制度設定するかなのです。

例えば、円山動物園に関しては、施設云々については第3章で規制を加えていきます。そのほかの登録をしてくれた登録園館については施行規則の中で施設運営管理についての条文を設けておいて、円山動物園以外の登録園館についての遵守事項は施行規則のほうに落とし込んでいくというふうな設計ならば、ダブルところもあるのですが、やり方としてはあるかなと思います。

あるいは、別のやり方として、登録園館である以上、施行規則に載せるのではなく、第2章及びその第3章の円山動物園に関する規定も遵守すべしというような条文を条例の中に載せておけば第3章の円山動物園に対する規制事項が他の登録園館にも準用できることになります。

だから、登録制をどう設計するかによって書き方が変わるだけで、書く内容の規定する場所が変わるだけで、例えば、第2章から外したからといって駄目になってしまうということではないかなと思いますし、すっきりさせるためには、事務局のご提案のように、第2章から外したほうがいいのかなどは思っています。

それはなぜかという、「何をするのか (what)」と「どのようにするのか (how)」の書き分けの問題だからです。第2章では何をするのかのwhatの部分を書いておいて、それをどのようにやるのかというhowの部分については、例えば、第3章の円山動物園のほうはコンプリートして書くみたいなのというふうな書き分けをしているのかなと思うのですね。ですから、事務局提案でいいかなと思うということです。

それを踏まえた上で、先ほどの事務局の説明に対し、私の順番が来たときにしゃべろう

と思っていたことですが、登録の法的根拠を条例にしておいて、登録要件を施行規則に書き込むという理解ですか。

私は、登録の法的根拠も条例で書いて、登録要件も条例にしたほうがいいのではないかなと思っていたのです。というのは、こういう要件を具備した者を登録しますよという要件を施行規則に落とし込むと、円山動物園のさじ加減で施行規則を改訂できてしまう。

つまり、円山動物園にとって不利益になる、あるいは、あいつは締め出したい、あいつは登録させたくないとなったとき、そういう人たちが登録できないように施行規則を改訂できてしまうというところがあるということです。ですから、制度を一般化、普遍化していくという観点からいくと登録要件も条例事項にしたほうがいいかなとは思っています。

ただ、ここは議論の余地ありで、登録要件を施行規則にしては駄目だということではありません。でも、制度の普遍性、一般性、盤石性からすると、条例事項かなと思ったということです。

○事務局（森山調整担当係長） 正直、登録については規則のほうで書く想定で、どういうふうに置けばうまくいくのかまではまだ整理できていないところですので、今のご意見も踏まえながら検討したいと思います。ですから、今、この場で皆さんに審議いただくレベルまでは来ていないかなと思っています。

ただ、先ほどの異委員のご指摘につながる話なのですが、その施設の……

○諸坂委員 音声がか切れました。

○金子議長 今、諸坂委員だけが聞こえていないみたいです。

○遠井委員 それでは、その間に発言します。

私も異委員のご意見に賛成というか、動物福祉が極めて劣悪な状態になったとき、施設の安全管理ができていないということとその境界線がかなり曖昧になるのではないかなと思うものですから、安全管理が一切そこに入っていないのはやはり問題だなと思います。

原則的なものだけを入れて、具体的な水準などは規則に落とす、それから、登録が義務化されている円山動物園については第3章に別に定めるところにするなど、書き分けをしておき、項目としては入れておいたほうがいいのではないかなという気がしました。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局から説明の続きをさせていただきます。

先ほど諸坂委員から登録要件も条例に書き込んだほうがいいという話があり、そうなった場合また変わるのだと思いますが、第2章で書いていることは、条例の目的である生物多様性保全を行っていくために運営をしているのが動物園であって、その動物園であるところはこういうことをするという何をやるかというベースで置いているところです。登録に関しては、ここには書いていないものも含めて審査をすることが入ると思いますので、それは基準や審査基準のほうでしっかりとチェック項目として整理することが必要となります。

ですから、第2章というのは、あくまで生物多様性保全をちゃんと取り組もうとしているのかの基本理念を挙げ、そして、それに沿った考え方を解説に書き、その解説に書いて

あることが計画にちゃんと盛り込まれているのかをチェックする、そういう流れをイメージしているということです。

先ほどの施設の設備などの話は第2章には書いてはおりませんが、登録要件のチェック、状況のチェックといった面では盛り込むことも考えられます。

○金子議長 今、言葉で説明しても分かりにくいところもあるかと思います。今日は、この内容について皆さんからご意見をいただいて、事務局で改めて整理し、次回にお出しするというのでいいですか。

○遠井委員 一つだけ、よろしいでしょうか。

今の事務局のご説明を受け、それではこういうものはどうでしょうかという提案です。

動物福祉の原則のところでは何をしなければいけないという理念で書いているのですが、責任を有し、そのために必要な施設を整備することなど、原則の2に施設管理の要件も少しだけ含めてしまうというのはどうでしょうか。

基本原則の2の「環境を整備するとともに」というところが、多分、先ほどの安全な施設管理と似たようなことだと思うのですが、責任を持たなければいけないというわけですが、ここに「良好な動物福祉を確保した環境を整備し、必要な施設を整えるとともに」というように、物理的環境も含めなければいけませんというか、施設管理も関連しますよということを含めてしまうのはどうでしょうかというご提案です。

後ほど、ご検討いただければと思います。

○金子議長 ありがとうございます。

諸坂委員、つながりましたか。

○諸坂委員 つながっています。

○金子議長 今の遠井委員からの提案は聞こえていましたか。

○諸坂委員 聞こえていました。

施設整備と環境という概念だと、環境のほうが大きい概念のような気がするのです。

例えば、動物福祉をちゃんと実現できるような環境を整備しなさいと言ったとき、その環境というのはハード的な環境とソフト的な環境の両方が入ってきますよね。そして、多分、ハード的な部分が施設の適正管理という話になると思うのです。

ですから、今の遠井委員のお話から、施設の適正管理などの環境を整えるというふうに修飾語的につけ加えておけば、環境という言葉の意味が明確になって、いいかなと思いますので、遠井委員のご意見に同意します。

○遠井委員 私が言いたかったのは今ご指摘をいただいたとおりです。

○金子議長 それでは、ほかの委員の皆様からもご意見をいただきたいと思います。

伊勢副議長、小菅委員、黒鳥委員という順でご意見ありましたらお願いします。

まず、伊勢副議長、お願いいたします。

○伊勢副議長 登録制度のことについて、先ほど事務局のお話がありましたけれども、こういう登録制度を設けるということと円山動物園は義務なのだと思いますというのは、概略でもい

いので、やはり載せたほうがいいのではないと思いました。

○金子議長 条文のほうに載せるということですね。

○伊勢副議長 そうです。細かくなくてもいいと思うのですが、こういうものを設けるよというのには載せたほうがいいのではないかと感じました。

○金子議長 次に、小菅委員、お願いいたします。

○小菅委員 僕も同感です。登録制度をつくることによって、この条例が単に円山動物園だけの条例ではなく、動物園というものの概念をつくり出す条例だということが明確になるので、登録制というのはいま以上にメインなるのかもしれないと思っています。

そして、遠井委員のお話の物理的な環境のことについてです。僕ずっと動物園にいますけれども、彼らの環境を整えるというときの第一にそれが入ってくるのです。それにプラスして、生物学的な環境や構造的な環境など、いろいろなことが含まれてくるのですが、基本になるのが物理的な環境なのです。

彼らの生活環境を整えるという中に全てが含まれるのかなというような気がして聞いていました。

○金子議長 次に、黒鳥委員、お願いいたします。

○黒鳥委員 今、お2人の方からありましたが、私も、登録制に関しては入れたほうがいいと思っています。せっかく条例なのですから、あったほうがいいということで、お2人の意見に賛成です。

○金子議長 次に、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 登録制を条例に入れることには賛成です。資料を見たときに、登録された施設とする、登録制については別に定めるとなっていて、えっという違和感がありましたので、やはり、条例の中できちんと述べていただいたほうが分かりやすいと思います。

また、第2章と第3章の構成についてですが、たしか、かぶるような具体的な項目を外してすっきりさせましょうということだったように記憶しております。だから、これも入れたほうがいいよね、あれも入れたほうがいいよねと言っていると、前と同じように膨らんでしまうのかなという気がしています。

それから、登録した動物園がいきなり第3章の円山動物園のレベルを目指しましょうというのは厳しいと思うので、第2章で大体の数字を示しておき、附帯する決まりの中で、でも、このぐらいはやってほしいよねということを書いたほうが分かりやすいのではないかなと感じました。

○金子議長 それでは、先ほどご意見をいただきましたけれども、巽委員、遠井委員、諸坂委員、改めていかがでしょうか。

巽委員、追加等ございましたらお願いいたします。

○巽委員 第2章の項目を第3章にまとめようと言ったのは、登録制ということが前提とされていない状態です。登録が出てくると話が別かなと思います。ですから、環境の中に施設を少し含ませるなど、基本はこれだよというものを示せる部分は欲しいなと思って

います。

○金子議長 次に、遠井委員、お願いいたします。

○遠井委員 既に先ほどしゃべりましたけれども、私も、登録を入れるのであれば、やはり条例本文にも入れる必要があると思っております。基本原則の後に登録という条文を入れてはどうかと思います。具体的な登録要件に関わるようなエッセンスが基本原則に入っていないと矛盾するように思いますので、今、異委員がおっしゃったような整理でいいのではないかなと思いました。

○金子議長 最後に、諸坂委員、お願いいたします。

○諸坂委員 事務局のご説明では、第2章の中に登録について入れるのはちょっと座りが悪みみたいなお話があったかと思えます。確かに、第2章には動物園とはかくあるべしということが書かれているので、ここに登録という一種の手続き的な、テクニカル的なものを入れるのはどうかという感覚なのだと思うのですね。

であれば、第2章で動物園とはかくあるべしというものを書いておいて、第3章で登録制という章を立て、第4章に円山動物園に対する督促と、さらにバージョンアップ、ボトムアップさせたものにしてはどうでしょうか。

登録の法的根拠を第3章で書いて、かつ、登録要件や登録手続、さらには、登録の変更、抹消を書けばすっきりするかなと思った次第です。

○金子議長 今、諸坂委員から新しいアイデアが出され、第3章に登録制という章を設けるといご意見がありましたけれども、その前に、まず、登録制を条例に盛り込むということについてはいかがでしょうか。

(賛成者挙手)

○金子議長 ありがとうございます。

登録制については条例に盛り込んだほうがよいということについて皆さんの同意を得られました。

その上で、諸坂委員からご意見のありましたことについてです。第3章に登録制という章をつくったほうがよいのではないかと、そして、円山動物園については第4章にするということについてはいかがでしょうか。ご意見等がございましたら、お願いします。

○遠井委員 今、条文を見ようと思っております。途中ですが、たしか、種の保存法で認定希少動物園をつくるときもやはり別立てにしていたと思っておりますので、諸坂委員のおっしゃるとおり、別立てのほうがすっきりするかなという気がしました。

○金子議長 そのほか、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、今、諸坂委員からご提案のあったとおり、登録制については第3章として別立てにすることが委員の皆さんのご意見としたいと思っております。これに基づき、事務局では、いただいたほかのご意見も含め、原案を検討していただき、次回に提案していただきたいと思っております。

なお、ほかにご意見がございましたら、できるだけ早い時期にメール等でお願いをいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局から補足をさせていただきます。

今日は、直前のご提示ということもありましたが、条例に盛り込む内容案についてはこれでいいのかどうかというご意見は出ませんでした。今後は、部会の検討結果報告書という体裁の中で内容を確認していきたいと思っております。そこに盛り込む内容としてこの内容でよいかという確認を次回、そして最終回の9月22日にさせていただきたいと考えております。

ただ、それだけでは時間も足りないと思いますので、それ以外のご議論をいただく場はつくりたいと思いますが、今後の検討の進め方としてはそのようにしたいと思っておりますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

ちょっとでも思うことがあれば、メール、あるいは、オンラインでの打合せでも構いませんので、ご意見をお寄せいただければと思います。

○金子議長 それでは、今のこと、あるいは、議題1に関してでもよろしいですが、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○佐藤委員 資料はできればA4判で送ってください。A3判だと見るのが大変ですし、プリントアウトがなかなかうまくいかないのです、よろしくお願いします。

○事務局（森山調整担当係長） 郵送など、方法も考えます。

○遠井委員 グーグルドライブに落としておくと、見やすいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。やってみます。

○金子議長 チームズを使ってだから、チームズではA4判サイズにして、A3判は切ってやるようにしたほうがよろしいかもしれません。

○金子議長 ほかにご意見はございませんか。

○諸坂委員 前文についてです。

僕もほかのところでは前文のある条例を今つくっているのですが、前文というのは、何とていうのか、札幌のこの動物園に思い入れの強い方々とかがいろいろな作文ができる、ある種の文学的な表現もできる場所なのですが、この部会では前文を入れるべしというところまでが仕事なのか、それとも、前文にはこういうことを書き込んでほしいということまで言うべきなのか、それはどうでしょうか。

結局、答申という形で出すわけですね。そして、答申をいただいた円山動物園が今度は条例案を一条一条作り込んでいくことになると思うのですが、そのときに条例制定委員会みたいなものを立ち上げるわけではないと思うのですが、どうですか。

○事務局（森山調整担当係長） そうです。

○諸坂委員 私が条文案のアドバイスをすることはあると思うのですが、札幌の人間ではありませんし、札幌円山動物園に対する熱い情熱や愛情を持つ人たちが、こういう表現はぜひ入れてほしい、ウッチーのことは必ず入れてほしいなど、そういう意見を出した方が

よいですね。

ですから、少なくとも前文にはこういうことを盛り込んでほしい、書いてほしいというご意見をいただいた上で答申案をまとめてもらいたいという希望があります。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局から補足です。

先ほどは画面共有をちょっとの間しかしませんでした。が、検討結果の報告書の中には、前文はもちろん、これから提言に載せるには精査をしなければいけないわけですが、これまでもいろいろな考え方が各委員から出ており、それを前文に書いたほうが良いということも多々あったかと思えます。

ですから、それは要素として寄せておきたいと思えますし、それを文章にしていくという作業はどこかで必要になるので、個別にご相談させていただくこともあるかと思えます。ただ、前文を含め、内容として、こういう項目を置いて、こう盛り込むべきだという提言書案をこの検討部会で決定していただき、それを親会議である市民動物園会議に報告した上で札幌市に提言いただくという流れを考えております。

そういった流れの中で検討結果の報告書を見ていただきたいということをご承知いただければと思います。

○諸坂委員 もう一点です。

この部会のもう一つの役割についてですが、今までの議論の中で条例に書き込むべきこと、施行規則とかガイドラインに書くべきことが結構ごっちゃになった状態で議論が進んできていて、それは今日の会議で結構整理されたと理解しています。ただ、施行規則やガイドラインではこういうことを書きなさい、あるいは、こういう内容についてはガイドラインで書きなさいというところまで、この部会としてのある種のメッセージを入れていただきたいのです。

これは附帯決議になるのかは分かりませんが、いずれにしても、条例にはこういうことを書きなさい、施行規則やガイドラインにはこういうことを書きなさいということはこの部会からの公式文書として上げておいたほうが後々の制度設計にはすごく役立つと思います。

また、前回の会議で問題になった動物福祉です。

この条例のターゲットからは外れるけれども、動物を展示して金もうけをしているような展示施設に対しては、今後、動物福祉条例なるものをつくるべきだということ附帯決議とし、この報告書の中にはまとめておく、それに類似のこういうことも附帯決議したい、こういうことも附帯決議したいというものをこの部会でもう少し検討したほうが良いかなと思っています。

○遠井委員 確認です。

この報告書の熟度がどれぐらいなのか、今のご説明ではイメージがまだつかめていないのですけれども、大まかな方向性だけではなく、条例の原案、あるいは、条例の原案の考え方、詳細な根拠、さらには、可能な限りではあるのですが、規則や解説書の一部ま

で含めて提案をするのか、それとも、ドラフトの余裕のあるような状態で提言をして、最終的なかったりしたものは、諸坂委員がおっしゃったように、別のところで決めるというイメージなのか、どちらなのかを教えてくださいと思います。

また、今ご指摘があったことですが、附帯決議をつけるべきだというのは最終的に議会が決めることなので、この点については積み残しがあったみたいになぐらいまでしか書けないのではないかなという気がしました。

○諸坂委員 言葉を間違えました。附帯決議ではなく、附帯意見です。議会をはじめとした上部委員会に対し、この部会で検討され、まさに委員がおっしゃった積み残した問題はこうなのだけれども、これも非常に重要なので、今後議論されたしというような附帯意見を入れるべきだということです。

○事務局（加藤円山動物園長） 報告書についてです。

報告書をいただいた後に起草委員会を立ち上げるわけではありません。ですから、遠井委員がおっしゃったことでは前者に近いですね。

○金子議長 かなり書き込んだものを目指すということです。森山係長、頑張ってやりましょう。

○事務局（森山調整担当係長） 今日説明したように、条文を提言とするというよりも、どちらかというところ、こういう項目やこういう要素をちゃんと盛り込まなければならないということをしかりと書く提言書になるかなと思っています。

恐らく、そこに書かれたことをうまく文章化すれば、条文になるというところまでいければいいのだとは思いますが、提言をいただいた後の札幌市が表現を整理するところがありまして、この条文でと提言された場合にはその後の調整が難しいということが出てくるかもしれません。

ですから、まず、どういうことを盛り込まなければならないと考えたのかということ提言書案の中で書き込みたいと考えているところです。

○金子議長 今日部会では宿題になったこともありますが、あと2回となります。それに、最後の部会は、議論をするわけではなく、まとめというような感じになると思うので、実質はあと1回で大体の形を決めなくてははいけません。ですから、もしご意見等がございましたら、できるだけ早い時期にお寄せいただければと思います。あるいは、今、この場でここはというようなことがありましたら出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子議長 もしなければ、メール等をお願いをいたします。

事務局の宿題も少し多いかと思いますが、よろしくお願ひします。

○遠井委員 メールでご意見を出すときですけれども、全員の方宛てに送ったほうがいいのでしょうか、それとも、事務局宛てなののでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 全員にメールしていただいたほうがいいかと思いますが。

○事務局（加藤円山動物園長） 必ずしも細かい項目全てについて意見が出尽くしているわけではないので、今まで出てきた意見の論調や流れの中で事務局が整理をして、これでいいですよというものも出てくると思いますが、そこはご了承をいただきたいと思いますし、それに対してご指導いただき、精度を高めていくことにしたいと思います。

○金子議長 今日、時間ぴったりに終わりそうで、何となく物足りない気もしますが、皆さん、ご協力をどうもありがとうございます。

今回は、最終的なものまでまとめなければいけませんので、今回は、覚悟の上、参加をいただければと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆様、お疲れさまでございました。

事務局からの連絡事項です。

1点目は、次回の会議の日程です。

今回は、8月31日9時半からとなります。議題は、先ほどありましたように、章立てが変わるかもしれませんが、総則と円山動物園の運営について確認をしていただきたいと考えております。

なお、先ほど、メール等でということもお話しさせていただきましたけれども、そのように意見の集約をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

2点目は、議事録についてです。

実は、前回の会議分もまだ完成をしておりません。今回の議事録も次回会議の8月31日までには間に合わない可能性もあります。ただ、少なくとも、前回会議分の確認についてはお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上